

県民経済計算推計方法ガイドライン
(平成 23 年基準版)

令和元年 10 月 1 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

は し が き

県民経済計算は、国民経済計算との比較及び都道府県と政令指定都市(以下、「各県(市)」)と言う。)相互の比較が可能となるように、できるだけ統一的な推計方法等を用いることが望まれている。そのため、内閣府経済社会総合研究所では、従来から国民経済計算に準拠した「県民経済計算標準方式」を作成し、各県(市)における推計実務に利用いただいているところである。

平成 30 年度公表の県民経済計算においては、国民経済計算が最新の国際基準である「2008 SNA」への対応等を含む平成 23 年基準改定を行ったことから、「研究開発(R&D)の資本化」などの概念上の大きな変更を伴う改定項目を可能な限り導入する必要があった。内閣府経済社会総合研究所では、この機会を捉えて各県(市)の推計値の精度や比較可能性の一層の向上を図る観点から、「県民経済計算推計方法ガイドライン(平成 23 年基準)」(以下、「ガイドライン」という)を作成し、推計方法等についても詳細な枠組みを提示することとした。

なお、ガイドラインが提示している各項目の推計方法、基礎資料等については、現時点における共通に適用すべき標準的な考え方を示したものである。今後も県民経済計算の推計方法は、各県(市)における推計実務を通じた検討、有識者の意見等を踏まえ、一層の比較可能性の向上や精度の高い手法の導入に向けて、改善・整備されていくべきものである。内閣府経済社会総合研究所においては、ガイドラインの内容について、引き続き、検討・見直しを図る予定である。

平成 31 年 1 月

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

目 次

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは……………	序 - 1
1 . 県民経済計算推計方法ガイドライン（平成 23 年基準版）の位置付け……………	序 - 1
2 . 基準改定とは……………	序 - 1
3 . 2008 S N A 対応を含む主な平成 23 年基準改定項目……………	序 - 2

序 県民経済計算推計方法ガイドラインとは

1．県民経済計算推計方法ガイドライン（平成23年基準版）の位置付け

「県民経済計算」の推計は各県（市）の自治事務として行われるものである。

内閣府は、各県（市）の推計結果を取りまとめて「県民経済計算」を公表しているところであり、国民経済計算との比較や各県（市）間の比較可能性の観点から、共通の考え方に基づく推計方式によって推計されることが肝要であると考え。そこで、基準改定ごとに各県（市）が参照すべき推計方式として「県民経済計算標準方式（以下、「標準方式」という）」を検討し、これを各県（市）に示しているものである。

「標準方式」は、県民経済計算の概要、特性、勘定体系等について包括的に示している。しかしながら、各県（市）の推計担当者にとって、具体的な推計方法を参照できる詳細な記載はない。あくまで基本的な県民経済計算の在り方を示したものとなっている。

各県（市）の推計担当者の推計実務に資するため、有識者及び各県（市）の意見等を踏まえ、「県民経済計算推計方法ガイドライン（平成23年基準版）（以下、「ガイドライン」という）」を作成したものである。

「ガイドライン」の作成にあたっては、利用する基礎統計データに即した具体的な推計方法を提示することにより、推計実務として各県（市）が統一的に実行可能となることを期している。

各県（市）が実際に推計する際、ガイドラインよりも精度が高い（必ずしも詳細なものとは限らない）推計方法、データの不足を補う推計方法などがあれば、ガイドラインと同じ推計方法を取ることを強制するものではなく、各県（市）の判断に任されるものである。なお、その際はユーザーの利便性に鑑み、各県（市）において、その旨を説明することが望ましい。

「ガイドライン」の構成は大きく4つに分けられる。序、第一部生産系列、第二部分配系列、第三部支出系列の構成となる。

2．基準改定とは

国民経済計算においては、「産業連関表」、「国勢調査」、「住宅・土地統計」など経済・社会の構造を把握するため、約5年ごとに作成される大規模かつ詳細な基礎統計の最新版を取り込み、過去の計数を再推計している。また、反映する「産業連関表」の対象年を「基準年」とし、名目値＝実質値（デフレーター＝100）の年としている。

平成 23 年基準改定においては、通常の基準改定に加え、国際連合で合意された国民経済計算の最新の国際基準である「2008 S N A」に対応しているほか、推計上の概念の変更や推計方法の見直し等の実施も行う大幅な改定となっている。

国民経済計算に準拠して推計する県民経済計算においても、国民経済計算の平成 23 年基準改定に対応する必要がある。

3 . 2008 S N A 対応を含む主な平成 23 年基準改定項目

2008 S N A への対応を含む国民経済計算の平成 23 年基準改定に準じた県民経済計算への対応の在り方について詳細に検討したところ、ガイドラインで対応する新たな推計項目、概念変更等に係る項目は以下のとおりである。

「経済活動別分類の変更」

経済活動別分類の変更は国際比較可能性向上のため国際標準産業分類 ISIC Rev.4 (International Standard Industrial Classification of All Economic Activities, Revision 4) との整合性を図るものであり、市場生産者の活動と非市場生産者の活動を活動内容に沿った分類とする。非市場生産者についても以下のような作業分類別に活動別推計が必要となる。

・非市場生産者（政府）における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類（付表）
90（政府）下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91（政府）廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92（政府）水運施設管理	7 運輸・郵便業
93（政府）航空施設管理（国営）	7 運輸・郵便業
94（政府）公務	13 公務
95（政府）教育	14 教育
96（政府）社会教育	16 その他のサービス
97（政府）学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
98（政府）保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

・非市場生産者（非営利）における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類（付表）
99（非営利）教育	14 教育
100（非営利）社会教育	16 その他のサービス
101（非営利）自然・人文科学研究機関	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
102（非営利）社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103（非営利）その他	16 その他のサービス

「研究開発（R & D）」の資本化

2008 S N A では、1993 S N A において中間投入（中間消費）として扱われていた研究開発（R & D）への支出を総固定資本形成として扱うという概念変更が勧告された。

国民経済計算では、この概念変更に対応して、市場生産者の学術研究機関に加え、企業内研究開発や、非市場生産者（政府）及び非市場生産者（非営利）に属する研究機関及び大学等が R & D を産出するものとしている。

県民経済計算でも、国民経済計算と同様の概念変更に対応する。

これら全ての「R & D」産出は事業所の所在する県に「総固定資本形成」として計上することとし、全ての「R & D」産出は、経済活動別全国値を基に県別に分割して推計する。

「学術研究機関」の R & D については、各経済活動部門の推計において、これまで中間投入として購入した「学術研究機関」サービスが総固定資本形成となることから、積み上げて中間投入額を推計している経済活動については、「学術研究機関」サービスの購入費を中間投入から総固定資本形成に振替える。

「企業内研究開発」の R & D については、各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R & D 産出分は含まれていない。企業内研究開発の R & D は各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算する必要がある（1-93）。¹

「非市場生産者」の R & D については、コスト積上げで産出額推計することから現行でも経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出には R & D 分も内包される形で含まれている。一方、平成23年基準では、R & D を資本化することから、政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出から「R & D の総固定資本形成」分が減少し、これら部門の総固定資本形成が同

¹ 括弧内の数字は、本ガイドラインに当該事項を記載したページを指す。（以下同じ）

額増加する。これに加えて、R & D が新たにこれら部門の固定資産として蓄積されることから、そこから発生する固定資本減耗分が、経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出に加算されることとなる。R & D 資産にかかる固定資本減耗については、全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用する。

なお、国民経済計算部「2008 S N A に対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」平成28年11月30日初版²(以下、「08 S N A 対応について」という。)の第4章「2008 S N A 対応によるGDPへの影響」の図表3 1 ~ 図表3 3 に数値例による説明がある。

「R & D の資本化」に伴う特許等サービスの取扱い

R & D の資本化に伴い、平成17年基準の国民経済計算では、特許権使用料については財産所得の受払と位置付けていたが、平成23年基準改定では、R & D の資本化に対応することに伴い、その使用料の支払については、サービスの支払として扱う(これを特許等サービスと呼ぶ)こととしている。

この取扱いの変更によりGDP水準に影響が生じる。ここで、国内で産出された特許等サービスは、海外からの使用料の受取分 (X) と国内からの使用料の受取分 (A) に、同サービスの居住者による消費は、海外に対する使用料の支払分 (M) と国内への使用料の支払分 (B) から成る。ここで、国内からの受取 (A) と国内への支払は同値 (B) であり、ここでは、便宜的に双方ともに A と表す (A は国内で産出された特許等サービスの国内消費分)。

このため、特許等サービスというサービスの供給と需要という観点では、以下の恒等式が成り立つ。

$$(A+X) + M = (A+M) + X$$

これを踏まえると、三面からみた本事項の名目 GDP への影響は以下のように整理でき、特許等サービスの純輸出分が GDP 水準の増加要因となることが分かる。

生産面：産出額が(A+X)、中間投入が(A+M)増加し、結果(X-M)だけ GDP水準が増加

分配面：営業余剰・混合所得(総)(かつ営業余剰・混合所得(純))が(X-M)だけ増加し、
GDP水準が増加

支出面：財貨・サービスの輸出が X、同輸入が M増加し、結果(X-M)だけ GDP水準が増加

² https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf

県民経済計算における特許等サービスの取扱いは基本的には国民経済計算における取扱いに準拠している。ただし、特許等サービスに係る都道府県別経済活動別の産出額、県間取引に係るデータ等の基礎統計がないため、当該データを他の取引と区別して扱う対応は採っていない。

「所有権移転費用の扱い」の精緻化

資産の取得や処分にかかる「所有権移転費用」は、その発生時（取得又は処分時）に総固定資本形成として記録するとしている。

所有権移転費用には、

- ・取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料
- ・買い手に別個に請求される商業・輸送費
- ・資産の取得・処分に関して支払われる税
- ・資産価格に含まれない設置、取り外し費用
- ・当該資産の使用年数の終わりに発生し、当該資産の解体や立地地点の原状回復に必要な「終末費用」

が含まれる。

国民経済計算では、これら所有権移転費用に該当するもののうち「設置費用」や「商業・輸送費」は、既に総固定資本形成に含まれている。「終末費用」については、資産の解体時に総固定資本形成（建設の産出額に含まれる）に計上している。

国民経済計算の平成 23 年基準改定では、以下の対応とした。

- ・住宅・宅地関連の「不動産仲介手数料」について、中間消費ではなく、総固定資本形成とする。原則として住宅に含めて記録する（宅地売買に係る仲介手数料についても、「住宅」に含めることとする）。

他方、所有権移転費用のうち、

- ・「法律家等への報酬支払」や「取り外し費用」については、所有権移転にかかる部分を把握する基礎統計がないことから対応しない。
- ・「税（登録免許税等）」については、基礎資料の制約により対応しない。
- ・プラントエンジニアリングについては、無形固定資産の総固定資本形成と扱っている点を改め、対象となるプラント（「構築物」）に係る所有権移転費用として位置付ける。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、所有権移転費用のうち

- ・住宅・宅地関連の「不動産仲介手数料」について、中間消費ではなく総固定資本形成とする。原則として住宅に含めて記録する（宅地売買に係る仲介手数料についても、「住宅」に含めることとする）。ただし、「公的住宅」については、不動産仲介手数料は発生しないものとする。なお、不動産業の固定資本減耗については、全国の固定資本減耗比率を準用する。
- ・「プラントエンジニアリング」については、県民経済計算では地域が特定化できないために、総固定資本形成（無形固定資産）の推計対象としていない。
- ・「設置費用、商業・輸送費」、「法律家等への報酬支払」、「資産の取り外し費用」、「税（登録免許税等）」及び「終末費用」については国民経済計算と同様の対応とする。

「保証（定型保証）の扱い」の精緻化

債務の保証に関する取引は、一般的に偶発性があるものとみなして、金融資産・負債には記録しないこととなっているが、2008 S N A の勧告では、その例外として、住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引（定型保証）については、ある程度の件数をまとめてみれば保証金額の期待値が合理的に計算可能³であり、非生命保険と同様に扱えるものとして、金融資産・負債を計上するとともに、非生命保険と同様の形で産出額等を記録することが推奨されている。

国民経済計算では、住宅ローン保証等の定型保証について、そのサービスの産出額を計測することとしている。産出額の定義は次のとおり。

$$\text{定型保証サービス産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

ここで、財産運用純益は、他の保険と同様運用資産に係る収益を指し、追加的な保証料としての性格を持つものである。純債務肩代わりは、債務者が債務不履行に陥った場合に、保証会社が代位弁済（肩代わり）を行い、同時に借り手に対して求償権を有することになる。これは最終的に借り手が債務を弁済しきれなかった部分（保証会社にとって回収不能になった部分）を指すものである。

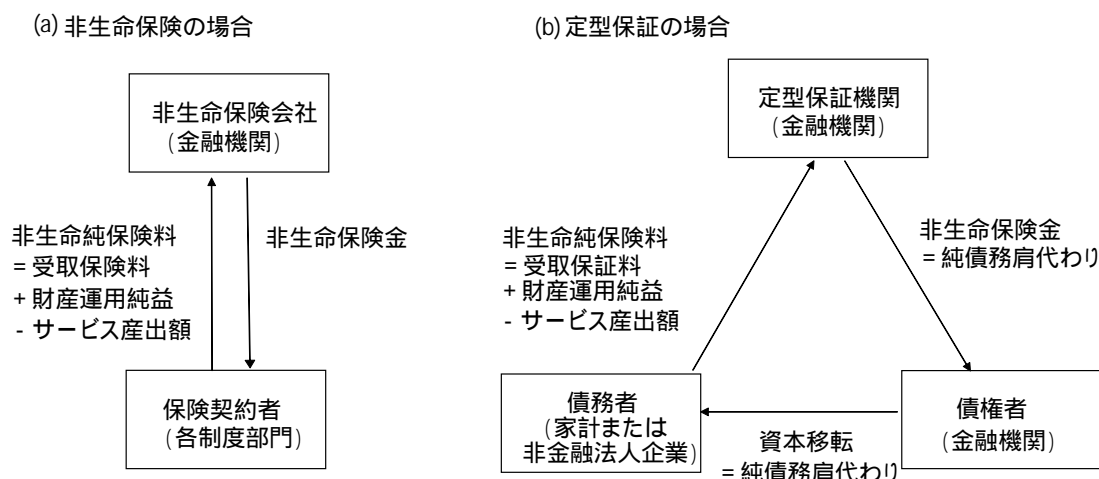
「08 S N A 対応について」においては、「J S N A においては平成 23 年基準以降、これを踏まえ「保険」の中に定型保証を提供する機関として、住宅ローン保証会社、全国信用保証協会、農林漁業信用保証協会（林業保証）等を含めている。」としている。

³ ここでは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となることであり、同一の方針にそって多数発行される保証（例 住宅ローン保証）は、定型保証に該当する。

制度部門別所得支出勘定において、非生命保険の場合は、関係する制度部門が保険会社と保険契約者の二者である一方、定型保証の場合は、保証機関、債権者、債務者の三者となることに注意する必要がある。

県民経済計算では、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものについて推計する。

定型保証における保証機関、債権者、債務者の関係



産出額や各種取引等は 2008 S N A の勧告に沿って以下のように記録する。

(定型保証の産出額)

$$\text{産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

ただし、「全国信用保証協会」については、上記の算式によって産出額を推計するとマイナスとなることから、国の推計と同様に、コスト積上げにより推計する。

定型保証機関の産出額、借り手のサービス支払 (中間消費⁴)

(保険契約者に帰属する投資所得 (財産所得の内訳項目))

定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録

定型保証機関の支払、借り手 (非金融法人企業、家計 (個人企業)) の受取

(非生命純保険料 (経常移転の内訳項目))

$$\text{非生命純保険料} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{定型保証の産出額} = \text{債務肩代わり}$$

定型保証機関の受取、借り手 (非金融法人企業、家計 (個人企業)) の支払

⁴ 「全国信用保証協会」、「農林漁業信用基金 (林業信用保証制度) 」及び「住宅ローン保証を提供する機関」の産出額は全て中間消費としており、家計が最終消費支出するサービスではない。

(非生命保険金 (経常移転の内訳項目))

債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録

定型保証機関の支払、貸し手 (金融機関) の受取

「年金受給権の記録に係る勧告」

2008 S N A 勧告では、雇用関係をベースにした社会保険制度における年金受給権 (pension entitlement) は、法的強制力が期待される取決めであると位置付けている。具体的に、2008 S N A では、確定給付型の企業年金 (以下、「DB (Defined Benefit) 企業年金」という) 等の年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱うとされている (発生主義の貫徹) 。

国民経済計算においては、これまで、所得支出勘定 (非金融面の勘定) では、2008 S N A 勧告の対象となっている制度のうち、DB 企業年金については、雇主による実際の掛金負担を「雇主の現実社会負担」に、退職一時金については現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」として記録するなどしていたが、平成 23 年基準改定では、これらについて発生主義に則って以下のように記録する。

- ・ DB 企業年金及び退職一時金について勧告に沿って、年金受給権 (家計が将来受給予定の給付額のうち発生済部分の割引現在価値) 及びその増分を推計し、雇主負担や財産所得の記録を行う。具体的には、企業会計上の「勤務費用」(現在勤務増分に相当) や「利息費用」(過去勤務増分に相当) 等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の社会負担」や「年金受給権に係る投資所得」(前期末の年金受給権に割引率を乗じた概念上の利子額) を推計する。
- ・ 雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計 (「その他の社会保険年金給付」) の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する。その際、社会負担の計数について、企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、「資金循環統計」(日本銀行) と整合的に、一定の仮定のもと非上場企業を含む国全体を推計する。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、DB 企業年金について発生ベースで記録する。

- ・ 機関別に推計する。対象となる機関は、「厚生年金基金」、「適格退職年金」及び「確定給付企業年金」である。
- ・ 「DB 企業年金と退職一時金分」に係る「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」及び「その他の社会保険給付」等各項目の推計は全国値を分割推計する。

「投資信託に係る留保利益」の扱い

2008 S N A では、投資信託持分の所有者（以下、「投資者」という）に帰属する財産所得は、2 つの別個の項目として示される。第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。

配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ、投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。

国民経済計算では、これまで投資信託に係る留保利益は投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっており、勧告に従って、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を平成 17 年基準の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管する。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を平成 17 年基準の「利子」から切り出して別項目として記録する（ただし、基礎統計である「資金循環統計」の取扱いと同様、こうした財産所得項目への記録は平成 24 年 7-9 月期以降行う）。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を平成 17 年基準の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管する。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を平成 17 年基準の「利子」から切り出して別項目として記録する。「投資信託投資者に帰属する投資所得」については、新設「その他の投資所得」の内訳項目に含まれるものとして、金融機関の支払、家計と金融機関の受取に計上する。

「防衛装備品支出」の資本化

国民経済計算では、2008 S N A における「防衛装備品」の扱いに沿って、「一般政府が防衛サービスのために必要な戦車、艦艇、航空機等からなり、防衛サービス目的以外には使用できない固定資産から成る。なお、弾薬類のような、防衛サービスのために使用される生産資産であるが、一回限り使用されるものについては在庫に記録される。」（「08 S N A 対応について」(3.150)）としている。

県民経済計算では、「資本化される防衛装備品」の配備状況が把握できないこと、弾薬等の一回限り使用される資産にかかるデータも得られないこと、更には分割指標とする基地別の自衛隊隊員数による按分推計にも問題があることから、総資本形成を計上することについては、概念的には対応すべきものとするが、基礎データの制約等から県別に推計することは困難と考えられる。

「公的企業から一般政府への例外的支払は持分の引出しとして記録」及び「一般政府から公的企業への例外的支払は資本移転又は持分の追加として記録」

2008 S N A では公的企業と一般政府の間の高額・不定期の支払について、その内容に応じて、金融勘定に記録される「持分」(金融資産)の取引が、資本勘定に記録される「資本移転」の受払に記録するとされている。J S N A では、これを踏まえつつ、平成 23 年基準以降は、まず例外的支払に該当する要件として、特別な立法措置が採られるなどの例外的・不定期の支払であること、

公的企業から一般政府への例外的支払については、支払の原資が資産の売却や積立金の取り崩しであること、と定義している(「08 S N A 対応について」(3.216))。

したがって、

公的企業から一般政府に対する例外的支払(高額で不定期な支払)が、蓄積された準備金の取り崩し又は資産の売却によってなされる場合、「持分の引出し」として記録する。

他方、法人企業の企業所得からなされる定期的分配は配当(財産所得)として記録する。一般政府から公的企業へ的高額・不定期な支払(しばしば資本注入と呼ばれる)については、公共政策の結果として発生した累積損失を賄う支払は「資本移転」として記録する。

財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的見通しのもとに行われる例外的支払は「持分の追加」として記録する。

「制度部門別資本勘定・金融勘定」上の整理は以下のとおりとなる。

公的企業から政府に対する資本移転とされていた取引について、一般政府の「金融勘定」で、「資産の変動」項目として「持分」を立て、公的企業から政府に対する例外的支払を「持分の引出し」とする。「持分の引出し」分の減額は、「現金・預金」の増加となり、金融資産間の振替であり、全体の資産変動には影響しない。よって、「純貸出/純借入(資金過不足)」にも影響しない。

なお、政府から公的企業への例外的支払は、基準改定ではすべて「資本移転」として計上され、「持分の追加」に計上すべき事例はないとしている。公的企業から一般政府への例外的支払となる取引は次表のとおりである。

県民経済計算においても、国に準拠して公的企業から政府に対する例外的支払は「資本勘定」で資本移転として扱わないこととする。平成 17 年基準で資本移転として計上していた取引は、これを資本移転の対象外とする。

純貸出(+)/純借入(-)の推計において扱いを変更する
公的企業から一般政府への例外的支払

年度	資金の流れ	根拠法	金額
1998 ~ 2002	郵便貯金特別会計 一般会計	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律	各年 0.2 兆円
2006	財政投融资特別会計 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12 兆円
2007	日本郵政公社 一般会計	日本郵政公社法（公社解散時の規定）	約 1 兆円
2008	財政投融资特別会計 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約 11.3 兆円
2009	財政投融资特別会計 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約 7.3 兆円
2010	財政投融资特別会計 一般会計	同上	約 4.8 兆円
2011	財政投融资特別会計 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約 1.1 兆円
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 一般会計		約 1.2 兆円

(注) 平成 23 年基準改定より、資本移転ではなく持分引出しに計上している項目。

(備考)「2008 S N A に対応した我が国国民経済計算について(平成 23 年基準版)」図表 26 を転載したもの。

その他の基準改定事項

「中央銀行の産出の明確化」について

中央銀行の生み出すサービス産出額については、1993 S N A では受取手数料や金融仲介サービス(FISIM)として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしていたのみで明確な指針はなかった。これに対し、2008 S N A では、中央銀行の産出を FISIM(市場産出のみ)、金融政策サービス(非市場産出のみ)、金融機関監督等サービス(市場産出、非市場産出がありうる)に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測し、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)に影響

響しないよう、同額が中央銀行（金融機関）から一般政府に経常移転されるものと擬制するとされている。

国民経済計算の平成 23 年基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等の非市場産出分）については、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱っている。なお、平成 17 年基準においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから各種の受取手数料を除いた部分は中央銀行以外の金融機関が中間投入するものと扱っていた。

このため、中央銀行以外の金融機関の中間投入（コスト）が減って、その見合いで政府（公務）の中間投入（コスト）が増加することとなり、政府（公務）の産出額（費用積上げにより計測される）は、日本銀行の非市場産出額分だけ増えることとなる。

県民経済計算でも国に準拠した対応とする。

平成 23 年基準では、中央銀行の非市場産出分を政府が中間投入したという扱いとなり、費用積上げで計測される公務（政府）の産出額にも加算される。なお、平成 17 年基準では、中央銀行以外の金融機関が中間投入するという扱いであった。これにより、金融業の中間投入は中央銀行の非市場産出分だけ減り、付加価値が増えることになる。

生産・輸入品に課される税の範囲について

国民経済計算で、税の範囲について見直しを行った。これまで「生産・輸入品に課される税」としていた「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、その課税標準は、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であることから、「所得・富等に課される経常税」に変更となった。

県民経済計算でも国民経済計算に準拠した対応とする。「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、「生産・輸入品に課される税」から「所得・富等に課される経常税」へ移管する。